| | | | |
|---|---|---|---|
| 十三　清掃費 | 人口 | 算式 | $\dfrac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+H\times0.7+\sum_{n=16}^{30}(I_n\times J_n)+\sum_{n=16}^{30}(K_n\times L_n)}{5{,}030\text{円}\times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表三の十三に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額<br>C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 3 年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 5 年度から平成 11 年度までにおいて事業（H における清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対 |
| 十三　清掃費 | 人口 | 算式 | $\dfrac{B+C\times0.5+D\times0.2+E\times0.57+F\times0.2+G\times0.4+H\times0.7+\sum_{n=15}^{29}(I_n\times J_n)+\sum_{n=15}^{29}(K_n\times L_n)}{5{,}020\text{円}\times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>B　立替施行者が立替施行をした清掃施設の譲受代金（当該市町村が当該清掃施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表三の十三に定める乗率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該清掃施設の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額<br>C　清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成 3 年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債並びに平成 5 年度から平成 11 年度までにおいて事業（H における清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対 |